

(3) 気象観測に係る規制の見直し

ア 観測施設の設置の届出

勧告	図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>(7) 届出制度の概要</p> <p>気象業務法第6条第1項に基づき、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測（研究や教育等のために行う気象の観測を除く。）を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って行わなければならないとされている。また、同条第2項に基づき、政府機関及び地方公共団体以外の者が、その成果を発表するため、又は災害の防止に利用するための気象の観測を行う場合も、同様に技術上の基準に従って行わなければならないとされている。さらに、気象業務法第6条第3項及び気象業務法施行規則第2条第1項に基づき、これらの者が観測施設を設置した場合には、設置の日から30日以内に、その施設の所在地を管轄区域とする管区気象台長、沖縄気象台長、海洋気象台長又は地方気象台長に気象観測施設設置届出書を提出しなければならないとされている。</p> <p>(4) 届出観測施設数</p> <p>全国の届出観測施設数の推移をみると漸増傾向にあり、平成21年10月1日現在、2万1,139か所設置されている。また、観測種目別にみると、降水量の観測施設が1万5,870か所、風速観測施設が6,168か所等となっている。</p> <p>【現状及び問題点等】</p> <p>(7) 観測施設の設置の届出状況等</p> <p>観測施設を設置している事業所における届出状況、官署における届出の把握状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 平成21年8月1日現在、調査した72事業所が設置している観測施設3,864か所のうち3,190か所（82.6%）が届出済みである一方、32事業所の673か所（17.4%）が無届けとなっている。</p> <p>② 調査した15官署（注1）は、無届けの観測施設の把握方法として、気象の観測を行っているとは推定される機関又は届出を行っている機関のホームページ等を適宜監視し、「届出観測所台帳データベース」（注2）との照合を行っている。しかし、このうち8官署は、平成19年度以降、無届けの観測施設を把握していない。</p> <p>（注1）札幌管区気象台、釧路地方気象台、仙台管区気象台、盛岡地方気象台、東京管区気象台、宇都宮地方気象台、横浜地方気象台、名古屋地方気象台、岐阜地方気象台、広島地方気象台、松江地方気象台、高松地方気象台、徳島地方気象台、沖縄気象台及び石垣島地方気象台である。</p> <p>（注2）届出観測所に関する全官署共通のデータベース</p>	<p>表3-(3)-①</p> <p>表3-(3)-②</p> <p>表3-(3)-③</p> <p>表3-(3)-④</p> <p>表3-(3)-⑤</p>

<p>③ なお、調査した 15 官署は、届出の励行確保のため、パンフレットの配布、会議等での説明等により周知を行っているとしている。しかし、上記①の観測施設の設置の届出を行っていない 32 事業所を調査したところ、設置している観測施設のすべてが無届けであった 6 事業所のうち 4 事業所は、官署から届出の必要性について周知又は指導等を受けたことはないとしている。また、無届けの理由について調査したところ、届出の必要がない施設であると認識していたためとしているものが 15 事業所、届出手続を失念していたため又は届出手続が遅れていたためとしているものが 11 事業所みられた。</p>	<p>表 3-(3)-⑤</p> <p>表 3-(3)-⑥</p>
<p>(イ) 気象庁における届出の活用状況等</p> <p>気象庁における観測施設の設置の届出の活用状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 気象庁は、届出制度について、公的機関が設置した観測施設と、成果の発表や防災に利用するための観測施設を把握することにより、これらの施設による観測の成果について、同庁が、自らの観測の成果と併用して活用することを可能とするほか、観測施設の設置者の間で相互に観測の成果を利用できるような環境を整備することにより、観測の成果を総合的に役立てることを目的としていると説明している。</p> <p>しかし、現在、気象庁は、届け出られたすべての観測施設による観測の成果を活用しているわけではない。</p> <p>② 一方、気象庁が、国及び地方公共団体等の防災機関等の気象観測の技術指導にかかわる基本的事項を取りまとめ、気象庁職員が防災機関等に対し技術的な助言や指導が適切に行えるよう作成した「気象観測技術指導マニュアル～防災機関等の気象観測におけるデータの品質向上と情報共有化の促進のために～」(平成 14 年 12 月気象庁観測部)において、届出制度は、i) 同庁が技術上の基準に従い観測が実施されているか確認し、正しい観測の方法について助言・指導すること、ii) 気象業務法第 6 条第 4 項に基づき観測網の確立に必要な場合に同庁から観測成果の報告を求めることが目的であると記載されている。</p> <p>しかし、調査した 15 官署では、i) 届出者からの希望がある場合に助言・指導を行うなどにとどまり、積極的に助言・指導を行っているとはみられる例はなく、ii) 気象業務法第 6 条第 4 項に基づく観測成果の報告を求めた実績もない。</p> <p>このような状況について、気象庁は、次のとおり説明している。</p> <p>i) 助言・指導は必要に応じて行うものであり、積極的に助言・指導を行う必要はないため、希望がある場合のみに行うことで十分である。</p> <p>ii) 大規模災害等により気象庁が設置した観測所が広範囲にわたり甚大な被害を受け、長期間にわたり観測網が維持できなくなるなどの場合に、気象庁は観測網を維持する努力義務を負っていることから、利</p>	<p>表 3-(3)-⑦</p>

用可能な届出観測施設があった場合、気象業務法第6条第4項により気象観測の成果の報告を求めることとなるが、現在までこのような状況となったことがないため、報告を求めた実績がない。

- ③ 気象庁は、届出制度について、平成19年の気象業務法の一部改正において、電気事業の運営に利用するための気象測器に関して、事業者の負担軽減を図る観点から、届出義務の対象から除外したものの、昭和27年の同法制定以来、制度自体の必要性や在り方を含めた見直し及びその検討を行っていない。現在では、地域主権や規制緩和の視点での行政の不断の見直しが重要となっており、昭和27年当時の時代背景との違いも踏まえた届出制度の在り方の再検討が求められる。

【所見】

したがって、国土交通省は、観測施設の設置の届出について、その在り方に関する検討を行い、見直しを行う必要がある。

表3-(3)-① 観測施設の設置の届出に関する規程

○ 気象業務法（昭和27年法律第165号）（抜粋）

（気象庁以外の者の行う気象観測）

第6条 気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 研究のために行う気象の観測
- 二 教育のために行う気象の観測
- 三 国土交通省令で定める気象の観測

2 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 その成果を発表するための気象の観測
- 二 その成果を災害の防止に利用するための気象の観測

3 前2項の規定により気象の観測を技術上の基準に従つてしなければならない者がその施設を設置したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。

4 気象庁長官は、気象に関する観測網を確立するため必要があると認めるときは、前項前段の規定により届出をした者に対し、気象の観測の成果を報告することを求めることができる。

○ 気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）（抜粋）

（観測施設の届出）

第2条 法第6条第3項前段の規定による観測施設の設置の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した気象観測施設設置届出書を、設置の日から30日以内に、その施設の所在地を管轄区域とする管区気象台長、沖縄気象台長、海洋気象台長又は地方気象台長に提出しなければならない。当該事項に変更を生じたときも同様とする。

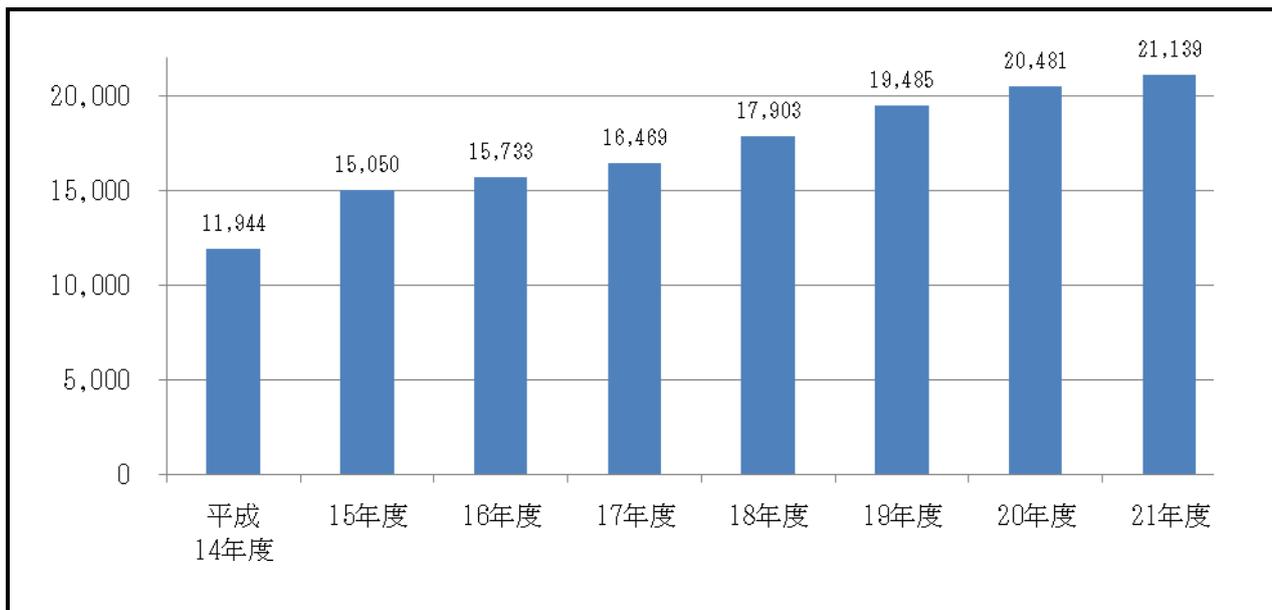
- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 観測施設の所在地
- 四 観測の目的
- 五 観測施設の明細
- 六 観測の種目及び時刻
- 七 観測の開始期日

2 法第6条第3項後段の規定による観測施設の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した気象観測施設廃止届出書を、廃止の日から30日以内に、前項の管区気象台長、沖縄気象台長、海洋気象台長又は地方気象台長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 廃止した観測施設
- 四 廃止の期日
- 五 廃止の理由

表3-3-2 全国の届出観測施設数の推移

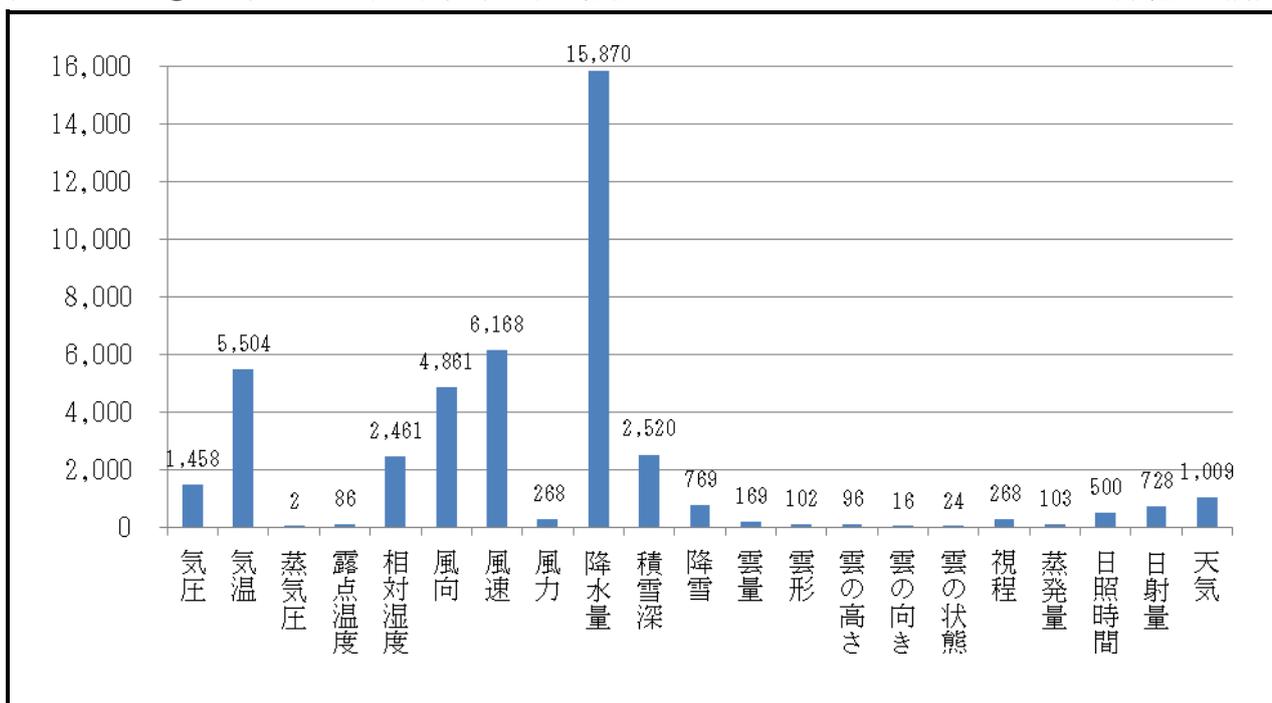
(単位:か所)



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各年度末時点での累計数である。平成21年度は10月1日現在の施設数である。

表3-3-3 全国の届出観測施設数(観測種目別)

(単位:か所)



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 観測施設によっては、複数の観測種目を観測しているものがあり、観測種目ごとに計上している。
 3 平成21年10月1日現在の施設数である。

表3-3-④ 無届けの観測施設数（平成21年8月1日現在）

（単位：か所、％）

届出が必要な観測施設	届出状況		
	届出済み	無届け	不明
3,864(100.0)	3,190(82.6)	673(17.4)	1(0.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 国土交通省地方整備局及び北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局の計14事業所、地方公共団体55事業所並びに民間事業者3事業所の合計72事業所を調査した。

同一地方公共団体であっても、担当部局等が異なる場合には、別の事業所として計上した。

表3-3-⑤ 無届けの観測施設を有している事業所（平成21年8月1日現在）（単位：事業所）

調査した事業所	無届けの観測施設を有しているもの			無届けの観測施設を有していないもの
	設置している観測施設のすべてが無届けとなっているもの	気象庁から周知又は指導等を受けたことがないもの		
		32	6	
72	32	6	4	40

(注) 1 当省の調査結果による。

2 国土交通省地方整備局及び北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局の計14事業所、地方公共団体55事業所並びに民間事業者3事業所の合計72事業所を調査した。

同一地方公共団体であっても、担当部局等が異なる場合には、別の事業所として計上した。

表3-3-⑥ 観測施設の届出を行っていない理由（主なもの）

届出を行っていない理由	事業所数
当該施設は届出の必要がない施設であると認識していた	15
届出手順を失念していた又は届出手順が遅れていた	11
既に届出済みの施設であると認識していた	2
届出制度を承知していなかった	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 国土交通省地方整備局及び北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局の計14事業所、地方公共団体55事業所並びに民間事業者3事業所の合計72事業所を調査した。

同一地方公共団体であっても、担当部局等が異なる場合には、別の事業所として計上した。

3 複数回答を可とした。

表3-3-⑦ 官署における観測施設の設置の届出の活用状況

届出の活用内容	官署数
届出者からの希望がある場合に、正しい観測の方法について助言・指導等を行うための基礎資料としている	6
データ交換を行う際の基礎資料等としている	11
すべての届出者に対し届出内容に関するアンケートを実施し、その際に県内の届出者については直接面談して、観測環境等の助言・指導を行っている	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 15官署を調査対象とした。

3 複数回答を可とした。